

環境管理センターに関する学内規則

岡山大学環境管理センター規程

昭和57年 6月 1日
岡山大学規程第22号

(設置)

第1条 岡山大学に岡山大学環境管理センター(以下「環境センター」という。)を置く。

(目的)

第2条 環境センターは、学内の共同利用施設として次に掲げる業務及びそれらに関する技術開発等を行い、もって環境の汚染を防止するとともに環境保全に関する教育研究を行うことを目的とする。

- 一 本学における教育研究活動に伴い発生する有機廃液及び無機廃液の処理に関すること。
- 二 本学の津島地区における洗浄排水及び生活排水の処理並びに公共用水域への排水の計測監視に関すること。

(組織)

第3条 環境センターにセンター長及びその他必要な職員を置く。

- 2 センター長は、本学の教授のうちから学長が命ずる。
- 3 センター長は、環境センターに関する業務を掌理する。
- 4 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 5 職員は、センター長の命を受け、環境センターの業務に従事する。

(部門)

第4条 環境センターに環境センターの業務を分掌させるため次の表のとおり部門を置く。

部門の名称	分掌させる業務
有機廃液部門	有機廃液に関すること。
無機廃液部門	無機廃液に関すること。
洗浄排水部門	洗浄排水に関すること。
生活排水部門	生活排水に関すること。

- 2 前項の各部門に部門長を置く。
- 3 部門長は、本学の教授のうちからセンター長の推薦により学長が命ずる。
- 4 部門長は、センター長を補佐し、部門の業務を処理する。

(技術相談室)

第5条 環境センターに環境保全に関する専門的事項について指導助言を得るため技術相談室を置く。

- 2 技術相談室に室長を置く。
- 3 室長は、本学の教授のうちからセンター長の推薦により学長が命ずる。

(技術開発室)

第6条 環境センターに廃液及び排水の処理に関する技術開発等を推進するため技術開発室を置く。

- 2 技術開発室に室長を置く。
- 3 室長は、本学の教授又は助教授のうちからセンター長の推薦により学長が命ずる。

(廃液処理技術指導員)

第7条 環境センターに各部局の廃液の適正な処理を図るため廃液処理技術指導員を置く。

(水質管理員)

第8条 環境センターに各部局の排水の適正な処理を図るため水質管理員を置く。

(管理委員会)

第9条 岡山大学に環境センターの管理運営の基本方針等を審議するため岡山大学環境管理センター管理委員会(以下「管理委員会」という。)を置く。

- 2 管理委員会に関する規程は、別に定める。

(運営委員会)

第10条 環境センターに環境センターの運営に関する基本的な事項を審議するため岡山大学環境管理センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

- 2 運営委員会に関する規程は、別に定める。

(事務)

第11条 環境センターの事務は、施設部において処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、環境センターに関し、必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和57年6月1日から施行する。
- 2 この規程施行後最初に任命されるセンター長の任期は、第3条第4項の規定にかかわらず、昭和59年3月31日までとする。

岡山大学環境管理センター管理委員会規程

昭和57年 6月 1日
岡山大学規程第23号

(趣 旨)

第1条 この規程は、岡山大学環境管理センター規程(昭和57年岡山大学規程第22号)第9条

第2項の規定に基づき、岡山大学環境管理センター管理委員会（以下「管理委員会」という。）
に関し、必要な事項を定めるものとする。

（審議事項）

第2条 管理委員会は、岡山大学環境管理センターの管理運営の基本方針その他重要な事項を審議
する。

（組 織）

第3条 管理委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- 一 学 長
- 二 各学部長及び教養部長
- 三 各附置研究所長
- 四 附属図書館長
- 五 各附属病院長
- 六 事務局長及び学生部長
- 七 環境管理センター長

（委 員 長）

第4条 管理委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

- 2 委員長は、管理委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

（幹 事）

第5条 管理委員会に幹事を置き、庶務部長、経理部長、施設部長及び学生部次長をもって充てる。

（庶 務）

第6条 管理委員会の庶務は、施設部において処理する。

附 則

この規程は、昭和57年6月1日から施行する。

岡山大学環境管理センター運営委員会規程

昭和57年 6月 1日
岡山大学規程第24号

（趣 旨）

第1条 この規程は、岡山大学環境管理センター規程（昭和57年岡山大学規程第22号）第10
条第2項の規定に基づき、岡山大学環境管理センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）
に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 運営委員会は、岡山大学環境管理センターの運営に関する基本的な事項を審議する。

(組 織)

第3条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- 一 センター長
 - 二 各部門長
 - 三 各学部、教養部及び各附置研究所ごとに推薦された教授又は助教授各1人
 - 四 計算機センター長及びR I 共同利用施設長
 - 五 庶務部長、経理部長、施設部長及び学生部次長並びに附属図書館、歯学部及び医学部附属病院の各事務部長
- 2 前項第3号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員の生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(部 会)

第5条 運営委員会に第2条に定める事項のうちその一部を分担させるため次の表のとおり部会を置く。

部会の名称	分 担 さ せ る 事 項
廃液処理部会	有機廃液及び無機廃液の処理に関すること。
排水処理部会	洗浄排水及び生活排水の処理並びに公共用水域への排水の計測監視に関すること。

第6条 廃液処理部会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- 一 センター長
 - 二 無機廃液部門及び有機廃液部門の各部門長
 - 三 各学部（文学部、法学部及び経済学部を除く。）、教養部及び各附置研究所から推薦された運営委員会の各委員
 - 四 施設部長並びに歯学部及び医学部附属病院の事務部長
- 2 排水処理部会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
- 一 センター長
 - 二 洗浄排水部門及び生活排水部門の各部門長

三 各学部（医学部及び歯学部を除く。）及び教養部から推薦された運営委員会の各委員

四 計算機センター長及びR I 共同利用施設長

五 施設部長、学生部次長及び附属図書館事務部長

第7条 各部に部会長を置き、センター長をもって充てる。

2 部会長は、部会を招集し、その議長となる。

3 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

第8条 運営委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって運営委員会の議決とすることができる。

（委員以外の者の出席）

第9条 センター長が必要と認めるときは、運営委員会及び各部に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

（幹事）

第10条 運営委員会及び各部に幹事を置き、企画課長及び設備課長をもって充てる。

（庶務）

第11条 運営委員会の庶務は、施設部において処理する。

附 則

1 この規程は、昭和57年6月1日から施行する。

2 この規程施行後最初に任命される第3条第1項第3号の規定に基づく委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、昭和59年3月31日までとする。

岡山大学環境管理センター部門要項

1 この要項は、岡山大学環境管理センター規程（昭和57年岡山大学規程第22号）第12条の規定に基づき、岡山大学環境管理センター有機廃液部門、無機廃液部門、洗浄排水部門及び生活排水部門（以下「部門」という。）の組織その他必要な事項について定めるものとする。

2 各部門は、それぞれの部門が分掌する次に掲げる業務を処理する。

- 一 各部門の運営計画の立案及び運転に関すること。
- 二 各部門の技術的問題の指導助言に関すること。
- 三 各部門と廃液処理技術指導員又は水質管理員との連絡調整に関すること。
- 四 その他各部門の処理すべき事項に関すること。

3 各部門に部門長のほか部門長補佐その他必要な職員を置くことができる。

4 部門長補佐は、本学の教官のうちから、センター長の推薦により学長が命ずる。

5 部門長補佐は、部門長を補佐し、技術的問題の指導助言を行う。

- 6 部門長及び部門長補佐の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 7 この要項に定めるもののほか、部門に関し必要な事項は、センター長が別に定める。
- 8 この要項は、昭和57年6月1日から実施する。
- 9 この要項実施後最初に任命される部門長及び部門長補佐の任期は、第6項の規定にかかわらず、昭和59年3月31日までとする。

岡山大学環境管理センター技術相談室要項

- 1 この要項は、岡山大学環境管理センター規程（昭和57年岡山大学規程第22号）第12条の規定に基づき、岡山大学環境管理センター技術相談室（以下「技術相談室」という。）の組織その他必要な事項について定めるものとする。
- 2 技術相談室は、次に掲げる事項について指導助言を行う。
 - 一 環境保全についての教育研究に関すること。
 - 二 岡山大学環境管理センター（以下「環境センター」という）の充実のための専門的事項に関すること。
 - 三 その他環境保全についての専門的事項に関すること。
- 3 技術相談室に室長のほか委員を置く。
- 4 室長の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 5 委員は、環境保全に関する専門的知識を有する本学の教授又は助教授のうちからセンター長の推薦により学長が命ずる。
- 6 室長は、必要がある場合は、委員を招集し、技術相談室会議を開くことができる。
- 7 この要項に定めるもののほか、技術相談室に関し、必要な事項は、センター長が別に定める。
- 8 この要項は、昭和57年6月1日から実施する。
- 9 この要項実施後最初に任命される室長の任期は、第4項の規定にかかわらず、昭和59年3月31日までとする。

岡山大学環境管理センター技術開発室要項

- 1 この要項は、岡山大学環境管理センター規程（昭和57年岡山大学規程第22号）第12条の規定に基づき、岡山大学環境管理センター技術開発室（以下「技術開発室」という。）の組織その他必要な事項について定めるものとする。
- 2 技術開発室は、次に掲げる事項について技術開発等を行う。
 - 一 廃液及び排水の処理技術並びに処理プロセスの改善・開発に関すること。

- 二 分析計測システムの改善・開発に関すること。
 - 三 廃液，排水等からの資源回収・循環再利用技術に関すること。
 - 四 廃液，排水等の取扱いに関連した安全衛生対策上の技術に関すること。
 - 五 その他岡山大学環境管理センター（以下「環境センター」という。）についての技術開発等に関すること。
- 3 技術開発室に室長のほか研究員を置く。
 - 4 室長は，センター長を補佐し，技術開発室に関する事項を処理する。
 - 5 室長の任期は，2年とし，再任を妨げない。
 - 6 研究員は，環境センターの職員及び本学の教官のうちからセンター長が命ずる。
 - 7 この要項に定めるもののほか，技術開発室に関し，必要な事項は，センター長が別に定める。
 - 8 この要項は，昭和57年6月1日から実施する。
 - 9 この要項実施後最初に任命される室長の任期は，第5項の規定にかかわらず，昭和59年3月31日までとする。

岡山大学環境管理センター廃液処理技術指導員要項

- 1 この要項は，岡山大学環境管理センター規程（昭和57年岡山大学規程第22号）第12条の規定に基づき，岡山大学環境管理センター廃液処理技術指導員（以下「技術指導員」という。）について必要な事項を定めるものとする。
- 2 技術指導員は，岡山大学環境管理センター有機廃液部門（以下「有機部門」という。）及び岡山大学環境管理センター無機廃液部門（以下「無機部門」という。）ごとに各部局の規模及び廃液の量に応じて置くものとする。
- 3 技術指導員は，次に掲げる業務を行う。
 - 一 廃液の搬入及び装置の運転，モニタリングについて利用者の指導に関すること。
 - 二 所属する部局の廃液の量及び質の適確なる把握に関すること。
 - 三 廃液の分類及び貯留について必要な指示と指導に関すること。
 - 四 処理に最適な廃液ロットの作成指導に関すること。
 - 五 所属する部局の処理実施計画の作成に関すること。
 - 六 有機部門又は無機部門との連絡調整に関すること。
- 4 有機部門又は無機部門を利用する部局の長は，当該部局の規模及び廃液の量に応じて廃液の処理に関して知識を有する職員のうちから技術指導員の候補者（以下「候補者」という。）を選び，センター長に申し出るものとする。
- 5 センター長は，候補者に対し有機部門又は無機部門の利用に必要な知識を教授するため，有機

部門又は無機部門ごとに技術指導員講習会（以下「講習会」という。）を開催し、講習会を終了した者を有機部門又は無機部門の技術指導員として登録するものとする。

- 6 センター長は、技術指導員に対し、継続教育を行うことができる。
- 7 この要項に定めるもののほか、技術指導員に関し、必要な事項は、センター長が別に定める。
- 8 この要項は、昭和57年6月1日から実施する。

岡山大学環境管理センター水質管理員要項

- 1 この要項は、岡山大学環境管理センター規程（昭和57年岡山大学規程第22号）第12条の規程に基づき、岡山大学環境管理センター水質管理員（以下「管理員」という。）について必要な事項を定めるものとする。
- 2 管理員は、岡山大学環境管理センター洗浄排水部門又は岡山大学環境管理センター生活排水部門（以下「部門」という。）を利用する部局ごとに置くものとする。
- 3 管理員は、次に掲げる業務を行う。
 - 一 所属する部局の洗浄排水及び生活排水の量及び質の適確なる把握に関すること。
 - 二 所属する部局からの洗浄排水及び生活排水に異常があった場合の必要な指示と指導に関すること。
 - 三 所属する部局の合併処理施設の運転計画の立案及びその実施に関すること。
 - 四 所属する部局の排水から発生した廃液、廃棄物等の運搬及びその処理に関すること。
 - 五 部門との連絡調整に関すること。
- 4 部門を利用する部局の長は、管理員を選び、センター長に届け出るものとする。
- 5 センター長は、管理員に対し、必要な知識を教授するため管理員講習会を開催するものとする。
- 6 この要項に定めるもののほか、管理員に関し、必要な事項は、センター長が別に定める。
- 7 この要項は、昭和57年6月1日から実施する。

岡山大学環境管理センター運営協議会要項

- 1 この要項は、岡山大学環境管理センター規程（昭和57年岡山大学規程第22号）第12条の規定に基づき岡山大学環境管理センター（以下「環境センター」という。）に置く岡山大学環境管理センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）の組織その他必要な事項について定めるものとする。
- 2 運営協議会は、廃液及び排水の処理に関する技術的問題その他環境センターの運営に関する具体的な問題について協議する。

3 運営協議会は、次の各号に掲げる者で組織する。

一 センター長

二 各部門長

三 各部門長補佐

四 企画課長及び設備課長

五 その他センター長が必要と認めた者

4 センター長は、運営協議会を招集し、その議長となる。

5 運営協議会の庶務は、施設部において処理する。

6 この要項は、昭和57年6月1日から実施する。